

## 議案第15号

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部  
改正について

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「相当する額」の次に「からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第2条 北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第6項中「には」の次に「、平成26年3月31日までの間」を、「切り捨てた額）」の次に「からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

議案第15号参考資料

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～5 略 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第30号）の施行の日において職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7～12 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第30号）の施行の日において職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。</p> <p>7～12 略</p>

## 北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p data-bbox="331 528 432 560">附 則</p> <p data-bbox="241 627 398 659">1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="241 722 1099 1286">6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第30号）の施行の日において職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。</p>	<p data-bbox="1216 528 1317 560">附 則</p> <p data-bbox="1128 627 1285 659">1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1128 722 1986 1385">6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第30号）の施行の日において職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、<u>平成26年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<u>からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の</u></p>

7～12 略	<u>端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</u> を給料として支給する。 7～12 略
--------	---

## 附 則

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。